

入札参加の皆様へ

赤 磐 市

建設工事等に係る規定の改正について

赤磐市では、入札・契約手続きの公平性、透明性及び競争性を確保し、適正かつ効率的な事務の執行を図るため、下記のとおり規定の改正を行うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 赤磐市建設工事等指名業者選定要綱の一部改正

(1) 主な改正内容

- ・名称を「赤磐市指名業者選定要綱」に改め、測量・建設コンサルタント関係及び物品・役務関係の指名業者選定についても適用する。
- ・別表1を次のとおり改正する。

種別	工事設計金額 (消費税額を含む。)	入札参加 資格者
土木一式	2億円以上	特A
	8,000万円以上 2億円未満	A
	3,500万円以上 8,000万円未満	B
	1,000万円以上 3,500万円未満	C
建築一式	1,000万円未満	D
	5,000万円以上	A
	3,000万円以上 5,000万円未満	B
	500万円以上 3,000万円未満	C
その他の建設工事	500万円未満	D
	4,000万円以上	A
	2,000万円以上 4,000万円未満	B
	500万円以上 2,000万円未満	C
	500万円未満	D

- ・別表3を廃止する。

(2) 施行年月日

平成30年7月1日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知するものについて適用する。

2. 赤磐市一般競争入札（条件付）試行実施要綱の一部改正

(1) 主な改正内容

建設工事について、試行運用していました一般競争入札（条件付）ですが、本運用へ移行するとともに、名称を「赤磐市建設工事に係る一般競争入札（条件付）実施要綱」に改める。

(2) 施行年月日

平成30年7月1日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知するものについて適用する。

3. 赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領の一部改正

(1) 主な改正内容

最低制限価格計算式の変数の算定について、無効となった入札があっても、その者の決定くじ番号はそのまま使用することとする。

(2) 施行年月日

平成30年7月1日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知するものについて適用する。

※「指名競争入札参加者の選定に係る市内及び準市内業者の取扱要綱」及び「赤磐市入札調査委員会設置規程」について、上記改正との整合を図るため一部改正する。